

個人住民税の寄附金税制が変わりました

自分が生まれ育った「ふるさと」に貢献したい、自分と関わりが深い地域を応援したいという思いで、納税者が都道府県や市区町村などに対して寄附(いわゆる「ふるさと納税」)を行った場合、5,000円を超える部分について、個人住民税(所得割)のおおむね1割を上限として、所得税と合わせて控除が受けられるようになります。

また、これまで個人住民税の寄附金控除の対象は、①都道府県・市区町村、②住所地の都道府県共同募金会、③住所地の日本赤十字社支部に限定されていましたが、これに加え所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金の中から、都道府県・市区町村が条例で指定するものについても控除が受けられるようになります。

ただし、この制度を利用して寄附金控除を受けるためには毎年申告が必要となりますので、忘れずに申告してください。

対象となる期間●毎年1月1日から12月31日までにを行った寄附

添付する書類●寄附した先から発行された領収書等

「障害者控除対象者認定書」で障害者控除が受けられます

所得税および町県民税の申告では、65歳以上で障害者手帳の交付を受けていない方でも、ある一定の基準に該当する場合に町で交付する「障害者控除対象者認定書」を提示することにより障害者控除を受けることができます。

認定書の交付については、「広報お知らせ版12月12日号」2ページをご覧ください。役場福祉保健課(TEL0187(84)4907)までお問い合わせください。

なお、既に障害者手帳の交付を受けている方は、申告時に手帳を提示することで障害者控除を受けることができますので、申告相談時に忘れずにお持ちくださるようお願いします。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2106)

償却資産の申告は
2月2日(月)まで

償却資産(固定資産税)の耐用年数が変わりました

平成20年度の税制改正で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。

平成21年度分の償却資産(固定資産税)の申告から改正後の耐用年数を用いることになります。

平成20年度に申告された方および課税された方には、12月下旬に申告書を送付しておりますが、送付されない方でも償却資産を所有されている場合は、申告してください。申告用紙は、千畑庁舎税務課、六郷・仙南庁舎各総合サービス課に備えてあります。

《申告にあたっての注意点》

◎改正後の耐用年数は、過去に申告された償却資産も含めて、平成21年1月1日現在において美郷町に所有するすべての償却資産に適用されます。

◎償却資産の評価は、原則として前年度の評価額を基礎に耐用年数に応じた減価を考慮して行うこととされていますので、平成21年度の評価額の計算は、平成20年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価を考慮して計算することになります。資産の取得時に遡って再計算するものではありません。

区 分		改正前の耐用年数	改正後の耐用年数
農業用設備	田植機	5年	7年
	乗用トラクター	8年	7年
	コンバイン	5年	7年
	乾燥機	8年	7年
飲食店用設備		9年	8年
クリーニング設備		7年	13年

※その他の設備等については、税務課にお問い合わせください。

◎耐用年数省令の改正により耐用年数が改正された資産には上記のようなものがあります。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2104・2105)

年末年始の家庭ごみ収集についてのお知らせ

●家庭ごみは、12月30日(火)から1月4日(日)までの間は収集しません。

年末年始は家庭ごみの量が増加します。分別収集にご協力いただくとともに、「ごみの日カレンダー」でご確認のうえ、決められた収集日に出してください。

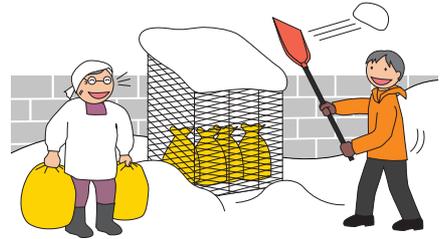
●古紙類(新聞紙・雑誌・ダンボール等)は1月から3月までの間は収集しません。

冬期間は、千畑交流センター西側、塚トイレパーク駐車場内、役場仙南庁舎前にある「古紙収集専用ステーション」をご利用ください。

ごみ集積所周辺の除排雪にご協力ください

冬期間は、積雪により道路幅が狭くなったり見通しが悪くなったりして、ごみを出す方や収集業者が交通事故等の危険な状態になることが考えられます。

安全な搬出や収集作業ができるよう、ごみ集積所周辺の除排雪にご協力をお願いします。



犬の飼い主のみなさんへ

～ 散歩時の愛犬のフン 後始末していますか? ～

愛犬が散歩時にしたフンをそのまま放置すると、周囲に大変な迷惑をかけてしまいます。

飼い犬がしたフンは、飼い主の方が後始末するのが当然のマナーです。散歩させるときには、必ずフンを後始末する道具を用意し、飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。



役場(千畑庁舎)住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

麻しん・風しん(MRワクチン)の2回目の予防接種はお済みですか?

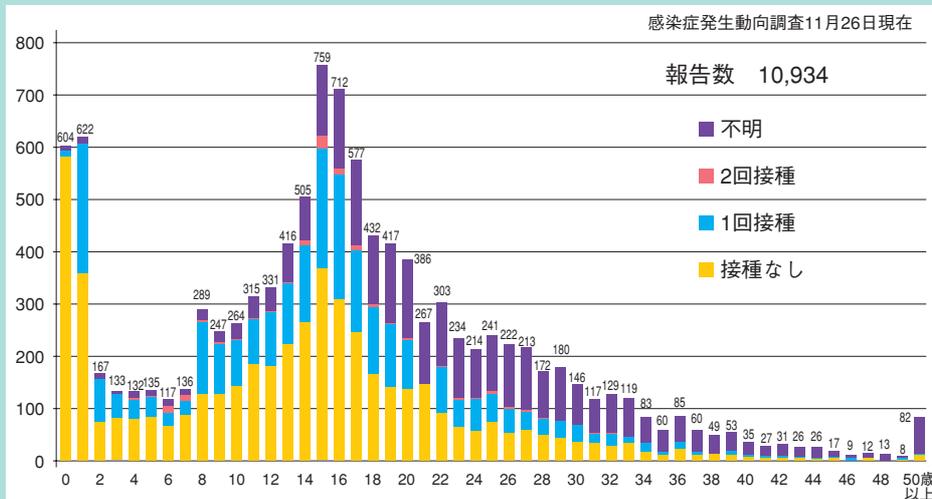
今年4月から、中学生1年生と高校生3年生を対象に新たな予防接種が始まりましたが、9月末までに接種した人の割合は約半数程度でしかなかったことが国の調査でわかりました。町の現状は10月末で、中学1年生が69%、高校3年生が56%という接種率で、全国平均を上回るものの、まだまだ、流行をくい止めるための目標の接種率95%にはほど遠い状況です。

麻しん(はしか)は、今年もこれまでに1万人を超える患者が報告されています。グラフでも中学生・高校生に多いことがわかります。

麻しん(はしか)は、感染力が強く、最近は大人もかかり、時には死に至る怖い病気です。麻しんを確実に予防するためには2回の予防接種が必要です。

4月に通知した対象者でまだ予防接種が済んでいない方は、これからインフルエンザの流行も予測されますので、早めに接種するようにお勧めします。(3月末まで接種料金は無料です。)

年齢群別接種歴別麻しん累積報告数(国立感染症研究所 感染症情報センターホームページより)



役場(千畑庁舎)福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4907